

令和 4 年

9 月加賀市議会定例会報告

# 令和4年9月加賀市議会定例会報告

## －目 次－

報 告 番 号	件 名	頁
報 告 第 12 号	令和3年度決算に基づく健全化判断比率について.....	1
報 告 第 13 号	令和3年度公営企業決算に基づく資金不足比率について.....	2

報告第12号

令和3年度決算に基づく健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、本市の令和3年度決算に基づく健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和4年8月29日提出

加賀市長 宮元 陸

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－%	－%	9.1%	96.6%
(参考)黒字比率 5.66%	(参考)黒字比率 21.17%		

注 「－%」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

(参考) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の規定に基づく早期健全化基準及び財政再生基準

項目	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	12.56%	17.56%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

報告第13号

令和3年度公営企業決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、令和3年度公営企業決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和4年8月29日提出

加賀市長 宮 元 陸

特別会計の名称	資金不足比率
加賀市病院事業会計	—%
(参考 剰余比率)	2.33%
加賀市水道事業会計	—%
(参考 剰余比率)	118.23%
加賀市下水道事業会計	—%
(参考 剰余比率)	6.21%

注 「—%」は、資金不足額がないことを表す。

(参考) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の規定に基づく経営健全化基準は、20.00%である。